

## 国民健康保険事業費納付金の 激変緩和措置見直しについて

### 【国民健康保険事業費納付金】

- 平成30年度から導入された納付金制度は、県全体の国保の財政運営に必要な費用のうち、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度である。
- 納付金は、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に割り当てられ、市町村は納付金を賄うために保険料を賦課する。

### 【激変緩和措置とは】

- 福岡県では、新制度への移行を円滑に図り、制度変更による市町村の実質的な財政負担の上昇を抑制するため、制度施行3年間（H30年度～R2年度）は、自然増を含めて「一定割合＝0％」とする激変緩和措置を実施することとした。

#### ※ 激変緩和措置をするための対応

平成30年度：国の暫定措置による激変緩和費用を活用（15.6億円）  
令和元年度：国の暫定措置による激変緩和費用を活用（13.9億円）  
国により設けられた特例基金を全額活用（11.7億円）  
県繰入金による対応（174.3億円）

### 【激変緩和措置の見直し】

- 令和2年度以降の激変緩和措置の方針  
令和元年度納付金の算定結果及び将来見通しを踏まえ、制度施行後3年間、自然増を含めて「一定割合＝0％」とする激変緩和措置の方針を1年前倒して、令和2年度の納付金算定から見直す。

#### ※ 激変緩和措置の方針を見直す理由

- ・ 減少傾向にあった保険給付費が、平成31年度増加に転じ、増加傾向にあった公費等が平成31年度大幅に減少。
- ・ 本県の将来推計では、被保険者は減少傾向であるが、一人当たり保険給付費は一貫して増加傾向の見込み。

## 【激変緩和措置の見直しによる本市への影響】

今回の県による国保事業費納付金の激変緩和措置見直しにより、一人当たりの納付金額は昨年度より増加することから、保険料は上げなければならない状況である。

しかし、少しでも被保険者の負担が抑えられるように現在検討しているところである。

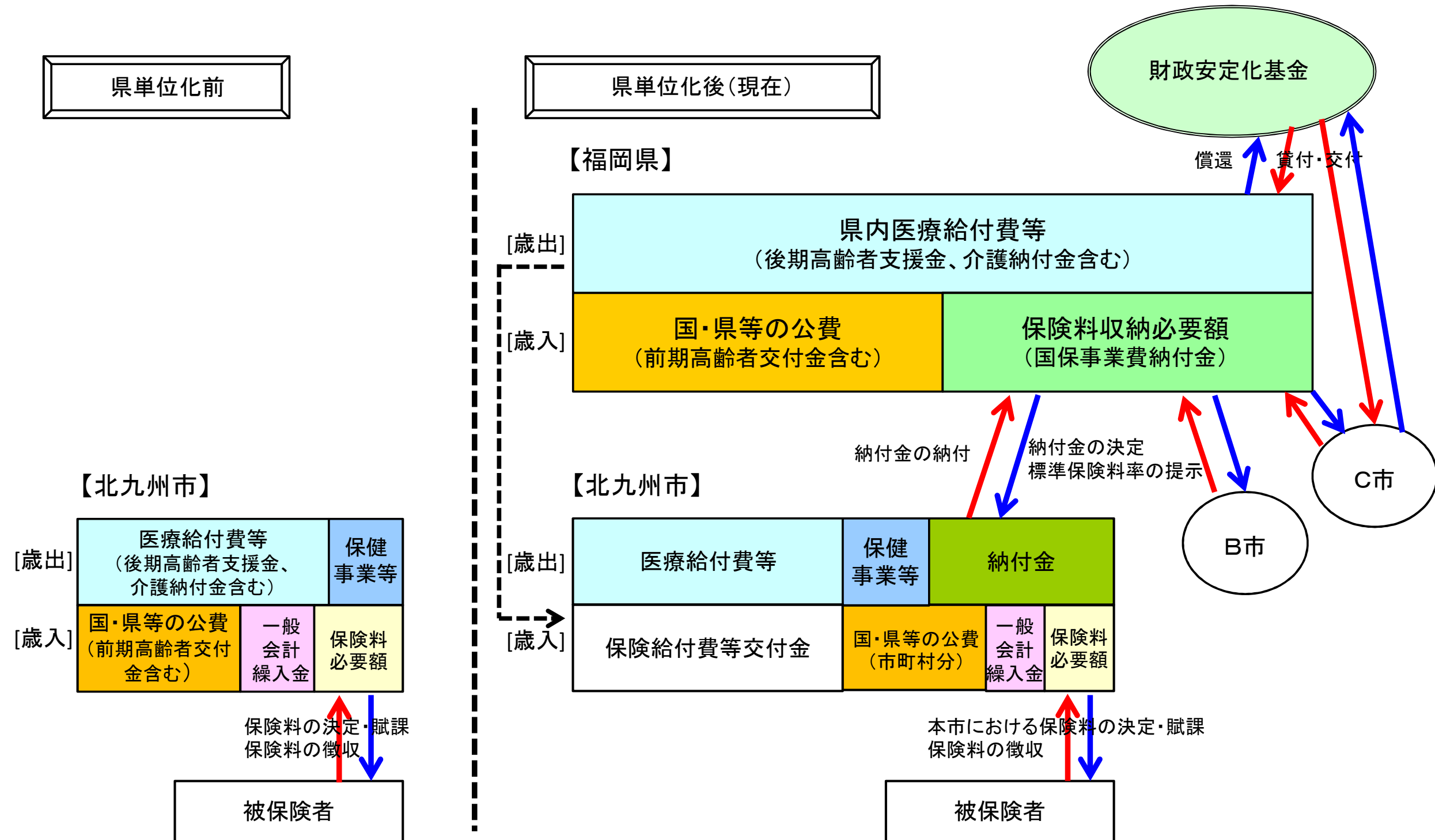
### ※ 本市の令和2年度国保事業費納付金額(一般分のみ)

|           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 医療分(対前年額) | : 19,239,416,515 円 (+983,246,508 円) |
| 後期高齢者支援金分 | : 5,269,834,740 円 (+190,202,575 円)  |
| 介護納付金分    | : 1,792,417,638 円 (+ 44,347,333 円)  |
| 合 計       | 26,301,668,893 円 (+1,217,796,416 円) |
| 一人当たり     | 134,829 円 [平成28年度比の伸び率: 107.0%]     |

## 【今後のスケジュール】

- ・ 2月12日: 北九州市国民健康保険運営協議会の開催  
令和2年度予算(案)及び国民健康保険料(案)の報告
- ・ 2月議会: 令和2年度予算議案の上程
- ・ 4月1日: 令和2年度国民健康保険料均等割及び平等割の額を告示
- ・ 5月末: 令和2年度国民健康保険料所得割の料率を告示

# 都道府県単位化の国保財政の仕組み(イメージ)



## 令和２年度以降の納付金算定における激変緩和措置の見直しについて

### １ 本県における現行の激変緩和措置について

#### ○現行の激変緩和措置の方針

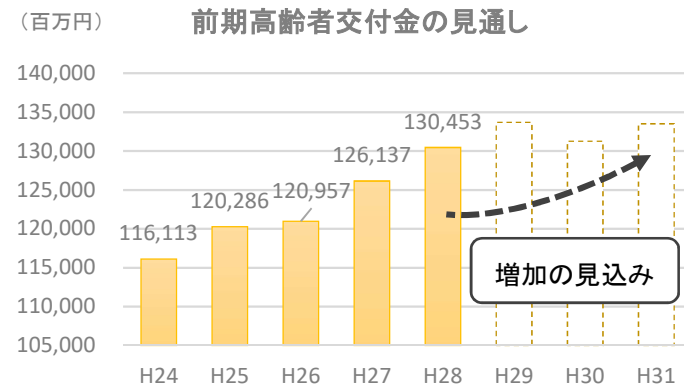
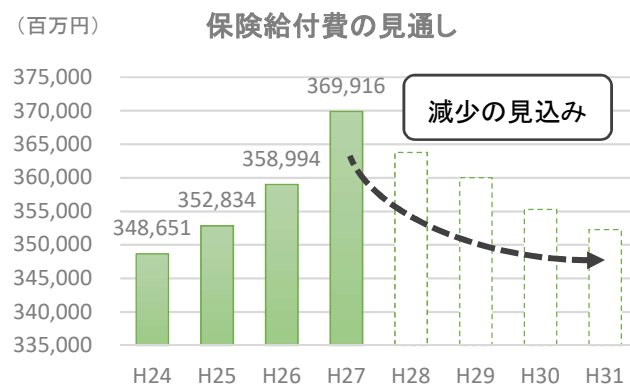
平成２９年度、県と市町村との協議の場である「福岡県国保共同運営準備協議会」で方針決定。

#### ＝激変緩和措置の方針（現行）＝

- ・制度施行３年間（平成３０～令和２年度）は、「一定割合＝０％」（平成２８年度負担水準を超えない）。激変緩和措置を実施する。

#### 「一定割合＝０％」とした理由

- 円滑な制度施行のために、改革初年度は被保険者の負担を極力抑えるという国からの要請
- 歳出：被保険者数の減少に伴い、保険給付費が平成２７年度をピークに減少傾向
- 歳入：制度改革に伴い、普通調整交付金等の国費が拡充。前期高齢者交付金も増加傾向



#### ≪平成３０年度納付金算定の結果≫

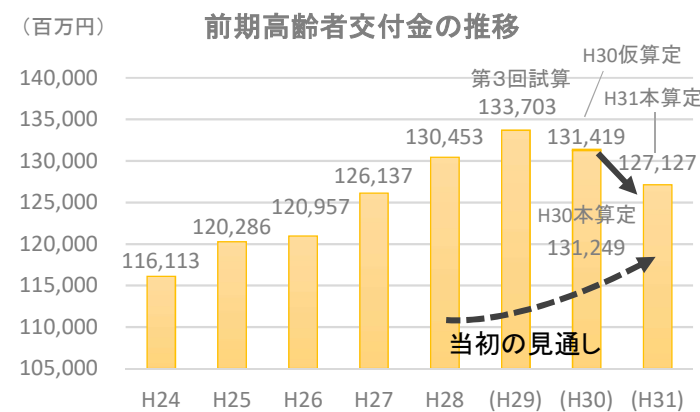
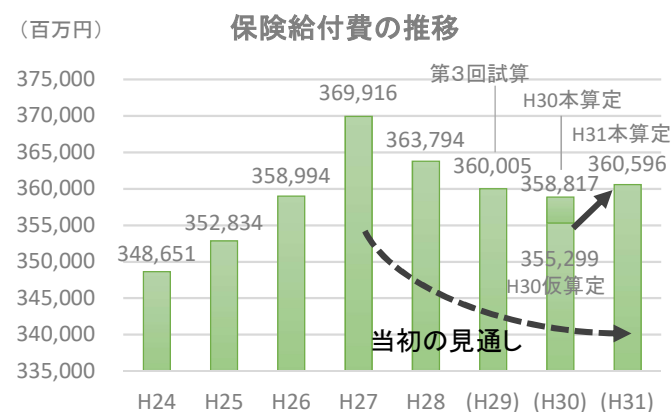
- １人当たり納付金額（県平均）： 127,023 円（平成 28 年度比 99.1％）
- 激変緩和措置対象団体数： 24 団体
- 激変緩和措置対象額： 1,304,562,807 円
- 財源 { 国の暫定措置等： 1,564,086,000 円（残額は全市町村に均等に配分）  
特例基金： 0 円  
県繰入金： 0 円

### ２ 平成３１年度納付金算定について

平成３１年度納付金算定において、

- 歳出：減少傾向にあった保険給付費が平成３０年度と比べて増加
- 歳入：増加傾向にあった前期高齢者交付金や普通調整交付金等の公費が大幅に減少

平成３０年度納付金算定時から状況が変化し、納付金額が大きく増加。



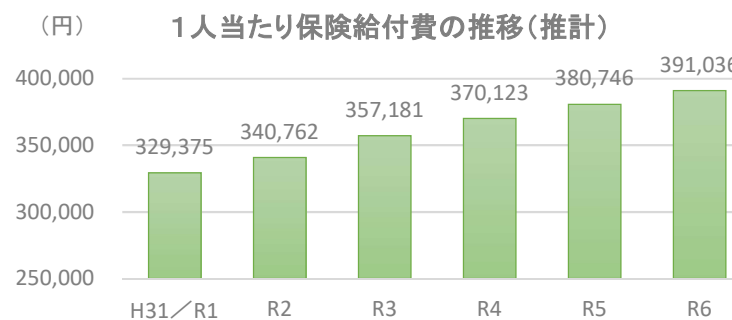
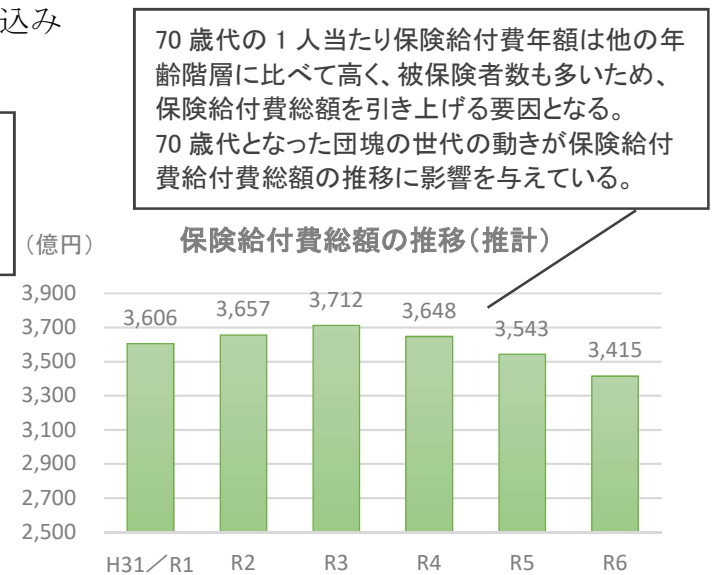
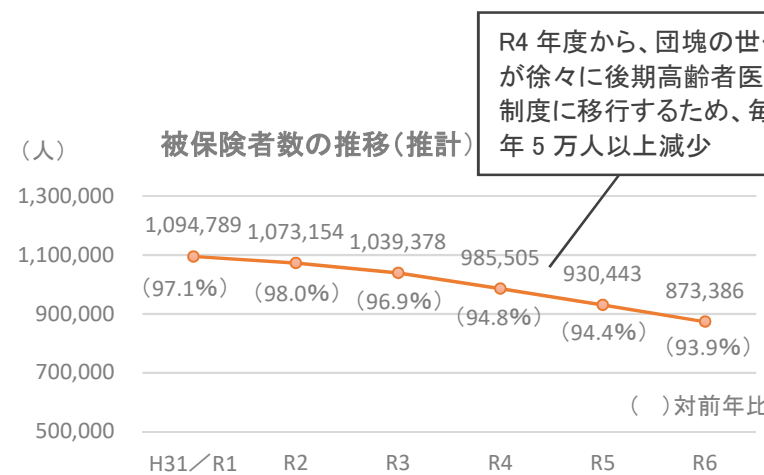
#### ≪平成３１年度納付金算定の結果≫

- １人当たり納付金額（県平均）： 138,014 円（平成 28 年度比 107.8％）
- 激変緩和措置対象団体数： 51 団体（激変緩和後 56 団体に増加）
- 激変緩和措置対象額： 19,995,448,117 円
- 財源 { 国の暫定措置等： 1,385,803,000 円  
特例基金： 1,174,947,269 円（年度内に全額取崩し予定）  
県繰入金： 17,434,697,848 円

### ３ 本県の将来見通しについて

本県の令和２年度以降の状況を推計したところ、

- 被保険者数：一貫して減少傾向にあり、令和４年度以降は、毎年度５万人以上が減少の見込み
- 保険給付費総額：令和３年度まで増加し、令和４年度からは減少の見込み
- １人当たり保険給付費：一貫して増加傾向の見込み



（参考）令和２年度年齢階層別保険給付費等（推計）

| 年齢階層             | 0～14歳             | 15～39歳              | 40～64歳              | 65～69歳              | 70～74歳              |
|------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1人当たり<br>保険給付費年額 | 129,579円          | 120,048円            | 347,196円            | 397,385円            | 526,291円            |
| 被保険者数<br>（構成比）   | 84,514人<br>（7.9％） | 199,256人<br>（18.6％） | 334,438人<br>（31.2％） | 191,849人<br>（17.9％） | 263,097人<br>（24.5％） |
| 保険給付費総額          | 110億円             | 239億円               | 1,161億円             | 762億円               | 1,385億円             |

### ４ 激変緩和措置の見直しについて

#### ○令和２年度以降の激変緩和措置の方針

平成３１年度納付金算定結果及び将来見通しを踏まえ、制度施行３年間「一定割合＝０％」とする激変緩和措置の方針を、１年前倒して、令和２年度納付金算定から見直すこととする。

#### ＝激変緩和措置の方針（令和２年度～）＝

- ・令和５年度まで激変緩和措置を実施する。
- ・一定割合＝自然増＋ $\alpha$ とする。  
自然増を１人当たり保険給付費等の伸び率（平成２８年度比）とする。  
 $\alpha$ を激変緩和の収束に向けた調整値とする。